

三重県地域産業振興条例逐条解説

「前文」

三重県は、温暖な気候、風土などの自然条件に恵まれるとともに、京阪神及び中京の大消費地に近接することから、各地域においては地域の特性に応じた農林水産業が営まれてきた。これらの農林水産業は、水源のかん養、県土の保全、良好な景観の形成などの多面的機能 (ア) を発揮してきた。さらに、北勢地域、伊賀地域などにおいては、石油化学、輸送用機械、電気機械などの産業の集積が進み高い生産性を有している。このような産業資源の蓄積は、先人たちのたゆまぬ努力により築き上げられたものであり、地域経済の発展と県民生活の向上をもたらしてきた。(1)

しかしながら、近年、社会経済活動における国際化の進展や社会的経済的環境の変化 (ア) などが地域経済に大きく波及し、県民の生活に大きな影響を与えている。(2)

このような事態に対し、県民、産業に携わる者、市町及び県が協働することを通じて三重県の将来を支える産業を力強く振興していくことにより、これからの時代を担う若者が地域の将来について希望を抱くことのできる活力のある地域社会を実現していかなければならない。また、三重県は南北に長く、産業資源の蓄積の状況が地域により異なるため、県内一律の産業振興施策ではなく、地域の特性に応じた産業の振興を計画的に推進していくことが必要である。(3)

ここに、県内の地域経済を支える産業の振興についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、地域の特性に応じた産業の振興を効果的かつ計画的に推進し、もって地域経済の健全な発展と県民生活の安定向上に寄与するため、この条例を制定する。(4)

(趣旨)

これからの時代を担う若者が地域の将来について希望を抱くことのできる活力のある地域社会を実現するためには、地域の特性に応じた産業振興を計画的に推進する必要がある。本条例は、本県の産業振興に関する理念や政策の方向性を示すものであることから、特に前文を設け、本条例の基調となる考え方と目的を明らかにしたものである。

(解説)

(1) 第1段落

第1段落は、本県においては地域特性に応じた農林水産業が営まれてきたこと、本県における産業資源の蓄積は先人の努力により築き上げられたものであることを認識するとともに、このような基礎を背景として本県の地域経済の発展と県民生活の向上がもたらされてきたことを認識することの重要性を示したものである。

(ア) 多面的機能

農林水産物の供給という農林水産業本来の機能以外の、第三者に対して何らかの利益を与えるもの（外部経済効果）を生ずる機能を、本条例では「多面的機能」と呼ぶ。

(2) 第2段落

第2段落は、近年の社会的経済的環境の変化が地域経済に大きな影響を与え、県民は将来に対する不透明感を少なからず抱いていることを示したものである。

(ア) 社会経済活動における国際化の進展や社会的経済的環境の変化

具体例としては、急速な情報化、国際化、少子高齢化の進展による競争の激化（国際間競争、産地間競争の激化）、産業構造の変化（産業構造の変化に伴う就業構造の変化、後継者問題）などが挙げられる。

(3) 第3段落

第3段落は、第2段落を受けて、県民、産業に携わる者、市町及び県が協働して産業振興を進めることにより活力ある地域社会を実現すること、また、県内一律ではなく、地域の特性を生かした産業振興を進めていくことの重要性を示したものである。

(4) 第4段落

第4段落は、以上の背景の下に、「地域経済の健全な発展と県民生活の安定向上」に寄与することを目的としてこの条例を制定することを宣言するものである。

(基本理念)

第1条 地域における産業の振興 (1) は、環境と調和のとれた産業の持続的かつ多様な発展 (2) により快適で魅力ある地域社会が実現されることを基本とし、産業に携わる者 (3) 及び産業の担い手となる者 (4) の能力が十分に発揮され (5)、自らの創意工夫及び地域の特性を生かした活動が助長される (6) ことにより、地域における各々の産業の基盤の強化 (7) が図られることを旨として、行われなければならない。

(趣旨)

本条は、地域における産業の振興に関する基本的な考え方を示したものであり、地域における産業の振興の究極の目的として、環境と調和のとれた産業の持続的かつ多様な発展を図ることにより「快適で魅力ある地域社会」を実現する旨の基本理念を規定するものである。

本条の基本理念の下に、県、事業者、県民などが相互に連携・協力し、各々の役割を果たすとともに、第5条の基本方針に基づく施策を県が実施することとなる。

(解説)

(1) 地域における産業の振興

本条例は、地域の特性を生かした産業振興施策を行うことが地域の産業を活性化し、地域の産業が活性化されることがひいては県全体としての産業が活性化されることにつながるの考えの下に、「地域」に着眼した産業の振興に関する条例を制定することとした。

なお、本条例は宣言条例であり、実体法のように制度の適用範囲を厳密に画する必要がないことから、一般的に広く用いられている「地域」を用いて規定しているものである。

(2) 環境と調和のとれた産業の持続的かつ多様な発展

「環境と調和」とは、主に周囲の自然環境との調和が想定されるが、「環境」の文言自体は、自然環境のみならず生活環境をも含むものである。

なお、「環境と調和のとれた」とは、「環境の保全」の意味を含むだけではなく、環境に積極的に適合していくとの意味合いを含むものである。

「持続的かつ多様な発展」とは、産業活動が環境と調和をとりつつ、現在のみならず将来においても現在の水準を保ち、若しくは以上の発展を続けるとともに、様々な産業がその産業特性、地域特性に応じた発展を遂げることを意味する。

(3) 産業に携わる者

事業者、雇用者、被雇用者の区別なく、産業に従事する者を広く指す。

(4) 産業の担い手となる者

現在は産業に従事していないが、将来において産業に従事する可能性のある者を広く指す。

(5) 能力が十分に発揮され

産業に携わる者及び産業の担い手となる者が将来に希望を抱くとともに、その能力、可能性が十分に発揮できるような環境が整備されること意味する。

(6) 自らの創意工夫及び地域の特性を生かした活動が助長される

産業活動の活性化については、その産業に携わる者の自助努力が前提であり、また、地域の活性化についても、地域の人々が自らの地域の産業を自ら活性化しようとする取組が重要である。従って、産業振興政策においては、以上のような自主的な努力や取組を助長する方向で支援するものであることをここに規定するものである。

(7) 産業の基盤の強化

産業活動の構成要素としてこれを支える諸要素の総称を本条例においては「産業の基盤」と呼び、「産業の基盤の強化」とは、産業活動を支える人材、技術、知識、技能、資金、社会資本などの諸基盤が充実されることを意味する。

(県の責務)

第2条 県は、前条の基本理念にのっとり、地域における産業の振興に関する施策(ア)を総合的かつ計画的に実施するものとする(イ)。

2 県は、地域における産業の振興に関する施策を実施するに当たっては、国、他の地方公共団体、産業に携わる者、研究機関、地域住民等との相互の緊密な連携協力(ア)に努めなければならない。

(趣旨)

本条は、県の責務を規定するものであり、前条の基本理念にのっとり、地域における産業振興施策を県が総合的かつ計画的に実施することと、関係者等との緊密な連携協力を通じて地域における産業振興施策を実施するよう努める義務がある旨を規定したものである。

(解説)

(1) 第1項

(ア) 地域における産業の振興に関する施策

第5条の基本方針に基づいて実施される、地域における産業の振興に関する施策のことを指す。

(イ) 総合的かつ計画的に実施するものとする

「総合的かつ計画的」とは、第5条の基本方針に基づく地域の特性に応じた各種施策を全体として、関係者との密接な連携協力を図りながら、国、他の地方公共団体、産業に携わる者、研究機関、地域住民等の各主体の取組を踏まえて、全体として将来を見通して体系的に施策を組み立てて実施することを意味する。

「実施するものとする」とは、本項に規定する施策を県が実施する義務を有することを指している。

(2) 第2項

(ア) 国、他の地方公共団体、産業に携わる者、研究機関、地域住民等との相互の緊密な連携協力

地域における産業の振興に関する施策を実施するに当たっては、地域の主体的な取組が基本であり、関係者との緊密な連携協力を行うことが重要であることから規定したものである。

なお、「他の地方公共団体」とは、他都道府県及び県内外の市町村のことを指す。

(事業者の責務)

第3条 事業者は、第1条の基本理念の実現に主体的に取り組む(ア)よう努めなければならない。

2 事業者は、地域の振興に資するため(ア)、地域社会と密接な連携を確保し、地域社会における課題について協調して取り組む(イ)よう努めなければならない。

(趣旨)

本条は、第1項において、地域産業の振興に関する事業者の自主的な努力義務、第2項において、地域社会における課題について地域社会と協調して取り組む努力義務を有する旨を規定している。

(解説)

(1) 第1項

(ア) 主体的に取り組む

事業者は、自らの努力によって経営の向上を図るべき存在であり、地域における産業を振興するに当たっては、県が振興策を実施するだけでなく、地域における主要な経済主体である事業者が自主的な取組を行う必要がある旨を第1項は確認的に規定したものである。

(2) 第2項

(ア) 地域の振興に資するため

地域における産業の振興を目的とするのみならず、広く地域全般の振興、活性化を目的とすることを指す。

(イ) 地域社会における課題について協調して取り組む

事業者は、地域社会の一員であることから事業活動に専念するのみならず、地域社会と密接な連携を確保し、地域社会における課題に協調して取り組むことにより地域社会との信頼関係を構築する必要があることを示したものである。

なお、地域社会における課題の具体例としては、まちの活性化、交通事故防止、まちの環境美化など地域社会の健全な発展に寄与する様々な事柄が想定される。

(県民の責務)

第4条 県民は、地域における産業の振興が県民の生活の安定向上に寄与することにかんがみ、県内で生産され、製造され、又は提供される物品等 (1) (以下「県内物品等」という。) 及び産業に携わる者の活動 (2) について関心を深め (3)、県が実施する地域における産業の振興に関する施策に協力するよう努めなければならない (4)。

(趣旨)

地域における産業の振興に当たっては、消費の主役たる県民が、県内で行われる産業活動について関心を抱くことが有効であると思われることから、県民は、県内物品等、さらには、県内において産業に携わる者の活動について関心を深めるとともに、県の実施する産業振興施策に協力する努力義務がある旨を規定している。

(解説)

(1) 県内で生産され、製造され、又は提供される物品等

「県内で生産され、製造され、又は提供される物品等」とは、県内で生産、製造又は提供される物品及びサービスのことを指す。

従って、県外で生産、製造され、県内で提供される物品も県民が関心を深める対象となり得るが、本条の趣旨は、県内で行われる産業活動について広く県民の関心を深めることを通じて地域産業の振興を図ることにある。

なお、本条例は宣言条例であるとともに、本条は、県民に対して抽象的な責務を定めている規定であり、本条によって個別具体的な法的義務が発生するものではなく、実体法のように制度の適用範囲を厳密に画する必要がないことから、一般的に広く用いられている「県内」という文言を用いて規定しているものである。

(2) 産業に携わる者の活動

事業者、雇用者、被雇用者の区別なく、産業に従事する者の活動のことを指す。

(3) 関心を深め

県内物品等及び産業に携わる者の活動について興味を抱き、理解を深めることを指す。

(4) 県が実施する地域における産業の振興に関する施策に協力するよう努めなければならない

県内産業の振興により利益を享受するのは県民であり、また、産業の振興に当たっては、消費の主役である県民の果たす役割が大きく、その協力は欠かせないものであることから、県が行う産業振興施策に県民が協力する努力義務がある旨を規定している。(なお、本条それ自体によって個別具体的な法的義務が発生するものではない。)

(基本方針)

第5条 県は、次に掲げる産業の振興に係る基本方針に基づき、地域における産業の振興に関する施策を実施するものとする。

- 一 環境と調和のとれた(ア)産業活動の持続的な発展(イ)を促進すること。
- 二 産業の高付加価値化(ウ)、経営の革新(エ)及び新たな産業の創出を促進すること。
- 三 地域の多様な資源、特性等を生かした生産活動を促進する事業環境の整備を図ること。
- 四 産業を担うべき人材(オ)の育成及び働く場の確保を図ること。
- 五 研究開発の推進(カ)及びその成果の普及並びに研究開発に係る人材の育成(キ)を図ること。
- 六 安全で安心な農林水産物及び製品等の生産を促進すること。
- 七 観光及びその関連産業(ク)の振興を図ること。
- 八 地域の自主的な取組による農山漁村、商店街等の活性化を促進すること。

(趣旨)

本条は、第1条の基本理念の下、地域における産業の施策を進めるに当たっての方向性を示すものであり、この基本方針に沿って県は施策を実施することとなる。

本条例においては基本方針を大きく3つに分類しており、①「産業の振興に係る基本方針」(第1項)、「②農林水産業の振興に係る基本方針」(第2項)、「③農林水産業を除く産業の振興に係る基本方針」(第3項)に分けている。

(解説)

第1項では、各産業に共通する事項を基本方針として掲げている。

(1) 第一号

本号は、産業活動については、単に産業の発展のみを促進するのではなく、環境と調和のとれた発展を促進することが魅力ある地域づくりに資するとの認識に基づき規定したものである。

(ア) 環境と調和のとれた

「環境と調和」とは、主に周囲の自然環境との調和が想定されるが、「環境」の文言自体は、自然環境のみならず生活環境をも含むものである。

なお、「環境と調和のとれた」とは、「環境の保全」の意味を含むだけではなく、環境に積極的に適合していくとの意味合いを含むものである。

(イ) 産業活動の持続的な発展

現在のみならず、将来においても現在の水準を保ち、若しくはそれ以上の発展を続けることを指す。

(2) 第二号

本号は、国際間、地域間、企業間の競争の激化を背景に、県内産業の競争力を強化することが県内産業の振興に資するとの認識に基づき規定したものである。

(ウ) 産業の高付加価値化

県内の産業が製造、生産又は提供する物品やその過程等に新たな価値を付加して競争力を高めることにより、競合する県外産業に対する優位性の確立を図ることを指す。

(エ) 経営の革新

新商品の開発又は生産、新サービスの開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、サービスの新たな提供の方式の導入、新たな経営管理方法の導入その他の新たな事業活動を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図ることを指す。

(3) 第三号

前文にもあるように、県内一律ではなく、地域の特性を生かした産業の振興が地域の活性化につながることから、地域の資源、特性等を生かした産業活動を促進する事業環境の整備を県が図る旨を規定したものである。

(4) 第四号

産業の活性化は人に負うところが大きいことから、産業を担うにふさわしい人材の育成と、働く意欲の高い担い手に就業機会を確保する旨を規定したものである。

(オ) 産業を担うべき人材

将来産業の中核となって働くこととなる人材のことを指し、具体的には、働く意欲が高く、産業を担うにふさわしい人材が挙げられる。

(5) 第五号

産業の高付加価値化、経営の革新を図るためには、新しい技術の開発は大きな要素であることから、研究開発を推進し、その成果を産業界に普及するとともに、これらの研究開発を担う人材を育成することを通じて産業の振興を図る旨を本号において規定したものである。

(カ) 研究開発の推進

公的研究機関における研究開発をはじめ、産学官の共同研究の推進などが具体例として挙げられる。

(キ) 研究開発に係る人材の育成

公的研究機関において研究開発を担うべき優秀な人材の確保や高等教育機関が行う人材育成への支援などが想定される。

(6) 第六号

生産の現場から食卓まで、様々な段階を経て消費者の手元に届く食品について、消費者が安心して口にできる安全な食品を提供することとともに、また、製品に

についても、安全性が高く誰もが利用しやすいユニバーサルデザインに配慮した製品など、消費者の視点を重視した事業展開を目指すことが重要であるとの認識に基づき規定したものである。

(7) 第七号

県内にあっては、観光産業が地域の産業において大きなウエイトを占め、地域経済の基盤を支えてきた地域があり、また、観光は、農林水産業、製造業、サービス業と幅広い分野に関連するため、その振興を図ることにより地域全体に大きな活力を与えることが期待できることから本号を規定したものである。

(ウ) 観光及びその関連産業

観光は、名所、旧跡、景勝地といった狭義の意味での観光資源のみならず、農林水産業、製造業、サービス業と幅広い分野に関連していることを意味するものである。

(8) 第八号

農山漁村地域については、過疎化や高齢化の進行に伴って地域経済が低迷するなどさまざまな課題を抱えているが、一方では、美しい景観や地域固有の資源など、その価値が見直されている。今後、自らの創意工夫を持って地域の貴重な資源を生かし、都市との交流などを促進し、地域の活力の再生に結びつけていくことが重要である。

次に、商店街対策は、郊外への大型店舗の展開が進む中で厳しい状況にあるが、身近な買い物の場を提供するだけでなく、地域の人々の身近なふれあいの場として、地域文化の伝承やコミュニティの形成など地域づくりに大きな役割を果たすことが期待される。

以上の認識に基づき本号を規定したものである。

2 農林水産業の振興に係る基本方針は、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げるものとする。

- 一 農林水産業が有する多面的機能が十分に発揮されるよう、環境と調和のとれた (ア) 持続可能な農林水産業 (イ) を促進すること。
- 二 県内で生産される農林水産物を県民が愛着を持って消費し、又は利用することを通じて、その需要の増進を図るとともに、地域が培ってきた生活文化への県民の理解を深める (ウ) こと。

(趣旨)

第2項においては、農林水産業に特有の基本方針を定めている。

(解説)

(1) 第一号

農林水産業は、生産活動を通じて水源のかん養、県土の保全、良好な景観の形

成など、県民が等しく享受する多面的機能を発揮している。こうした機能が十分に発揮されるためには、農林水産業そのものが将来にわたって持続的に発展をしていく必要があり、そのためには、環境と調和のとれた農林水産業を実現していく必要がある旨を本号は規定している。

(ア) 環境と調和のとれた

「環境と調和」とは、主に周囲の自然環境との調和が想定されるが、「環境」の文言自体は、自然環境のみならず生活環境をも含むものである。

なお、「環境と調和のとれた」とは、「環境の保全」の意味を含むだけでなく、環境に積極的に適合していくとの意味合いを含むものである。

(イ) 持続可能な農林水産業

その恩恵を長期的に安定した状態で得ることが可能な農林水産業のことを指し、自然との共生を重視し、自然の恵みを持続的に利用していく意味合いを持つ。

(2) 第二号

食や健康に対する県民の関心の高まりから、生産者と顔の見える関係を構築しようとする気運の高まりが出てきている。「もの（生産物）」を通じて「ひと（生産者と消費者）」がつながることにより、新鮮で安全な生産物の提供と相互の交流が促進され、需要が拡大し、農林水産業の振興に貢献することが期待される。

(ウ) 地域が培ってきた生活文化への県民の理解

生産者の顔の見える農林水産物を消費、利用することを通じて、農林水産物を生産するに当たっての様々な技術、地域独自の様々な知恵、食文化、生活文化に対して県民が理解を深めることを指す。

3 農林水産業を除く産業の振興に係る基本方針は、第1項各号に掲げるもののほか、次に掲げるものとする。

- 一 自然的経済的社会的条件からみて一体である地域 (ア) において、同種の事業又はこれと関連性の高い事業を行う事業者の有機的な連携 (イ) を促進し、産業の集積を図ること。
- 二 地域の振興に寄与し、又は地域の雇用の場の確保若しくは雇用機会の創出に資することが見込まれる企業の県内への立地を促進すること。
- 三 中小企業の経営基盤の強化に必要な経営資源 (ウ) の確保に努めること。

(趣旨)

第3項においては、農林水産業を除く産業に特有の基本方針を定めている。

(解説)

(1) 第一号

ひとつのまとまりを持った地域において、事業者が相互の強みを活用して事業

展開することは、経営基盤の強化ばかりでなく、連携による新分野への進出や更なる企業の集積をもたらし、地域の活性化と産業の振興が期待される。

(ア) 自然的経済的社会的条件からみて一体である地域

一つのまとまった経済圏として機能しうるだけの地域的まとまりを示すものであり、具体的な大きさについてはそこに存在する産業群の種類によって異なる。

(イ) 有機的な連携

各事業者間の緊密な連携により、複数の事業者が集まりつつも全体として統一のとれた一つのまとまりの形成を可能とする連携のことを指す。

(2) 第二号

企業誘致に伴う経済効果がその立地地域に及ぶように、地域の雇用の場の確保や雇用機会の創出に資することが見込まれる企業の県内への立地を促進することを規定するものである。

(3) 第三号

中小企業に不足する経営資源の補完は、本来中小企業者の自主的な努力によって克服されるべきものであるが、中小企業は、自らの力で設備、技術、資金などの経営資源を確保することが困難な場合があり、これを補完するための支援を行うものである。

(ウ) 経営資源

資金、設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源のことを意味する。

(地域の特性に応じた産業の振興)

第6条 県は、前条の基本方針を勘案し、県内の各地域の特性に応じた(1)産業の振興を、地域別に、効果的かつ計画的に推進する(2)よう努めなければならない。この場合において、県は、地域の住民、市町、産業に携わる者等との協働に努めるものとする(3)。

(趣旨)

「地域における産業の振興」は、一義的には産業に携わる者及び地域の住民の自助努力・自主的な取組に委ねられるべき分野であることから、地域の住民、産業に携わる者等の産業振興に対する機運の高まりを踏まえて、県が、これらの者と協働して、地域の特性に応じた産業振興施策を体系的に組み立てて実施していくことを本条において規定したものである。

なお、第2条(県の責務)においても同旨の規定がなされているが、第2条は「県の責務」を宣言的に述べたものであるのに対し、本条は、第2条を受けて産業の振興に関する県の具体的な努力義務の内容について規定したものである。

(解説)

(1) 県内の各地域の特性に応じた

前文においても述べられているとおり、本県は、地域により様々な特性があり、産業資源の蓄積の状況も異なることから、産業振興に関しては、県内一律の施策を実施するのではなく、地域の特性や産業集積の状況に配慮することが必要であることを意味している。

(2) 産業の振興を、地域別に、効果的かつ計画的に推進する

「産業の振興を・・・効果的かつ計画的に推進する」とは、産業振興に対する地域住民等の機運の高まりを踏まえ、県と地域住民等との協働により、地域の特性に応じた「振興方策」(振興に関する施策が、地域の特性に応じて体系的に組み立てられたもの)がまとめられ、それに沿って県が産業振興施策を実施することを意味する。

「地域」とは、例えば、三重県生活創造圏ビジョン推進条例(平成12年三重県条例第61号)第2条において定義されている「生活創造圏(住民が生活に密着した行政サービスを受けることができ、中心都市とその周辺地域が相互に交流及び連携をし、住民、市町、県等がそれぞれの立場で協働によってつくりあげる市町の域を越えた広域的な地域づくりの場)」が想定されるが、施策によっては、その施策からみて「一つのまとまった経済圏として機能し得るだけの地域的まとまりを持った地域」とすることもあり得る。

(3) 地域の住民、市町、産業に携わる者等との協働に努めるものとする。

各地域の特性を生かした産業の振興を推進するに当たっては、地域住民、市町、産業に携わる者等の関係者の主体的な取組が不可欠であることから、県は、それら関係者との間でそれぞれ適切に役割を分担しつつ対等の立場において相互に協力するよう努める旨を規定したものである。

(広報活動)

第7条 県は、地域における産業の振興に資するため、県内物品等及び産業に携わる者の活動についての県民の関心を深めるために必要な広報活動(1)を行うものとする。

(趣旨)

本条は、県内物品等への関心を県民が深めることを通じてその理解や利用を図るために必要な広報活動を県が行う旨を規定している。

(解説)

(1) 広報活動

本条にいう広報活動とは、事業者が主体的に行うべき個別の事業に関する広報活動を意味するのではなく、県民が県内物品等への理解、関心を深めるために県

が関与を行うことが効果的であると考えられる広報活動を想定しており、具体例としては、産業展の開催、後援などが挙げられる。

(財政上の措置)

第8条 県は、地域における産業の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置 (1) を講ずるよう努めるものとする。

(趣旨)

県民生活の安定・向上を図るために、地域の産業振興を進める県の役割は大きなものがあり、本条は、第5条の基本方針に基づいて実施される産業の振興に関する施策を実施するに当たっては、必要な予算措置を講ずるよう努めるものとするという方針を示したものである。

(解説)

(1) 財政上の措置

財政上の措置とは、主に、施策の実施に必要な資金の予算への計上の措置を指す。

附 則

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。(1)

2 この条例の規定については、この条例の施行後5年を目途として、この条例の施行の状況を勘案して検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。(2)

(解説)

(1) 第1項

県民、事業者等に対して本条例を周知する期間を要すること、条例に基づく各種施策の実施に必要な予算措置を講じなければならないことなどを考慮して、平成18年4月1日を施行日とした。

(2) 第2項

この条例の施行から5年後の検討について定めたものである。